ASBJ

第 494 回企業会計基準委員会

資料番号	審議事項(4)-4
日付	2023 年 1 月 17 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	第 493 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 493 回企業会計基準委員会（2022 年 12 月 26 日開催）において、金融資産の分類に関する論点への対応について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（金融資産の分類に関する論点への対応に関する意見）

2. 金融商品の種類を基礎とする現行の金融商品会計基準等[1]における金融商品の分類に関する枠組みを維持した上で IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の減損モデルを取り入れるにあたり最小限の見直しを行うという案 2 に賛成する。

3. IFRS 第 9 号の分類の定めは現行の金融商品会計基準等の体系とは合わないと考えられるほか、最小限の見直しに止めないと減損モデルの導入が遅れる懸念があるため、優先度が高い減損モデルの基準開発を進めるべきと考える。

4. 現行の日本基準の分類に慣れている投資家が多いと考えられる中、利用者の立場からは、海外投資家も含めて金融資産の分類に関する IFRS 第 9 号の定めとの比較可能性が損なわれるデメリットよりも、発生損失モデルから予想信用損失モデルに移行することにより比較可能性が向上するメリットの方が大きいと考える。

5. 事務局が行った案 1 及び案 2 の長所短所の分析や、案 2 の短所の受入可能性にかかる分析の方向性に異論はない。なお、事務局が作成した資料の第 25 項に記載されている国際的な説明可能性といった文言や、第 34 項に記載されている金融商品の種類ごとの分類に適切な測定を組み合わせることにより連結修正を少なくすることができるという記載について、結論の背景等に記載する際は説明を追加すると理解が進むと考える。

[1] 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関する Q&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

6. 今回の減損プロジェクトは、IFRS 第 9 号の定めに基づく結果と完全に一致させることを目指すものではないと理解している。そのため、案 2 を支持する。

7. 事務局が作成した資料では、案 1 又は案 2 を比較する際の観点として、現行基準との連続性や実務への影響に焦点が置かれているが、組込デリバティブの区分処理のように従前からわが国が適切と主張している場合にはそれを採用するなど、内容を分析したうえで判断していることを明確にすべきである。

8. 今後の審議においても、分類及び測定に関係する論点のうち減損に重要な影響を与えない項目については、実務への影響や重要性などを踏まえて、必要最低限な変更とすべきと考える。

以　上